

約款・規程集の一部改定のご案内

2022年9月
おきぎん証券株式会社

第3章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第7条（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）</p> <p>(1) 当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、<u>当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたもの</u>として取り扱います。</p> <p>(2) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第36条において「総株主通知等」といいます。）</u></p> <p>② <u>個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</u></p> <p>③ <u>株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第24条(2)に規定する書面交付請求をいいます。）</u></p> <p>第24条（個別株主通知等の取扱い）</p> <p>(1) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、<u>発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p>	<p>第7条（発行者に対する代表者届け又は代理人選任届けその他の届出）</p> <p>(1) 当社は、お客さまが発行者に対する代表者届け又は代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次を<u>当社に委託することにつき同意したもの</u>として取り扱います。</p> <p>(2) 前項の発行者に対する届出の取次は、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下第36条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたもの</u>として取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>第24条（個別株主通知の取扱い）</p> <p>(1) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

新	旧
す。 (3) 上記(1)(2)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。	(2) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

個人情報保護宣言

(下線部分変更)

新	旧
<p>個人情報保護宣言 2022年9月 沖縄県那覇市久米2丁目4番16号 おきぎん証券株式会社 代表取締役社長 <u>崎山泰美</u></p> <p>当社は金融商品取引業者として、お客さまの多種・大量の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」)を取扱っている社会的責任の重さを認識し、お客さまの信頼と社会的信用を高めるよう情報管理体制の構築と徹底に努めています。</p> <p>当社は、個人情報等保護の一層の強化を目的として、「個人情報保護・管理規則」を策定するとともに、以下に掲げる個人情報保護宣言を定め、役員及び当社業務に従事する全ての者は勿論、コンピュータ処理や発送業務等を委託する外部会社にも周知し、この宣言に従い個人情報等の適切な保護に努めて参ります。</p> <p>1.～5. (現行通り)</p> <p>6. (お客さま個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き)</p> <p>当社がお客さまの個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。</p> <p>また、当社がお客さまの個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下「相当措置」といいます。)を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客さまの同意は不要とされていますが、お客さまは以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。</p> <p>①～⑦ (現行通り)</p> <p>⑧ <u>外国証券取引口座における取引等に関して</u> (提供先の外国が特定できない旨及び具体的理由) 当社がお客さまの個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の</p>	<p>個人情報保護宣言 2022年4月 沖縄県那覇市久米2丁目4番16号 おきぎん証券株式会社 代表取締役社長 <u>山田義一</u></p> <p>当社は金融商品取引業者として、お客さまの多種・大量の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」)を取扱っている社会的責任の重さを認識し、お客さまの信頼と社会的信用を高めるよう情報管理体制の構築と徹底に努めています。</p> <p>当社は、個人情報等保護の一層の強化を目的として、「個人情報保護・管理規則」を策定するとともに、以下に掲げる個人情報保護宣言を定め、役員及び当社業務に従事する全ての者は勿論、コンピュータ処理や発送業務等を委託する外部会社にも周知し、この宣言に従い個人情報等の適切な保護に努めて参ります。</p> <p>1.～5. (省略)</p> <p>6. (お客さま個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き)</p> <p>当社がお客さまの個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。</p> <p>また、当社がお客さまの個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下「相当措置」といいます。)を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客さまの同意は不要とされていますが、お客さまは以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、将来にわたりお客さまにお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。</p> <p>(提供先が定まる前に本人同意を得る必要性)</p> <p>外国証券又は預託証券の取引をする際には、発行者又は取引所の所在国等の法令等を遵守するため、又はお客さまの配当金、利子及び収益分配金等の果実を円滑に受領していただくために、当該国等の求め若しくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客さまに不利益が生じるおそれがあります。よって、お客さまに円滑に外国証券又は預託証券の取引を行っていただくため、外国証券取引口座約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。</p> <p>(提供する可能性がある国名)</p> <p>当社がお客さまの個人データを外国にある第三者に提供する可能性がある国名(当社の取り扱う外国証券の発行者、保管機関、外国金融商品市場の所在国等)は、提供する可能性がある国または地域をご確認下さい。</p> <p>(外国における個人情報の保護に関する制度等の調査)</p> <p>個人情報保護委員会では、事業者に参考となる情報を提供する観点から、一定の国又は地域における個人情報の保護に関する制度について調査し、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の把握に資する一定の情報を公表していますので、参考にしてください。</p> <p>https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku (米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するご案内)</p> <p>*米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_r</p>	

新	旧
<p>eport.pdf *IRS(米国税務当局)においては、OE CDプライバシーガイドライン8原則に <u>応する個人情報保護のための措置を全 て講じています。</u></p> <p>7.～9. (現行通り)</p> <p>ホームページ掲載文について (現行通り)</p>	<p>7.～9. (省 略)</p> <p>ホームページ掲載文について (省 略)</p>